

重要事項説明書（しおん荘）

あなたに対する施設サービス提供開始に当たり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

尚、ご利用いただく方に対して、認定審査会意見及び主治医よりの指示事項等ありましたらご提示下さい。

1. 事業者

- ・事業者の名称 社会福祉法人思恩会
- ・法人所在地 鶴岡市馬町字枇杷川原23番地
- ・代表者氏名 理事長 久保雄三
- ・電話番号 0235-26-7610
- ・設立年月日 昭和4年5月20日

2. ご利用施設

- ・施設の種類 指定介護老人福祉施設
- ・施設の名称 特別養護老人ホームしおん荘
- ・施設の所在地 鶴岡市湯野浜一丁目17番35号
- ・施設長名 荘長 佐藤幸
- ・電話番号 0235-76-3735
- ・FAX番号 0235-76-3727
- ・開設年月日 昭和53年4月1日

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		山形県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	山形県 0670700384	80人
居宅	短期入所生活介護	平成12年3月1日	山形県 0670700301	11人
	介護予防短期入所生活介護	平成18年3月14日		
障害	障害福祉サービス 短期入所	平成18年10月1日	山形県 0610300154	

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、当事業に関する契約書、運営規程の概要及び重要事項説明書記載事項を遵守し、介護福祉施設サービスを提供します。

(2) 運営の方針

- ・施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めます。
- ・施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉

サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じ、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 特に利用者の身体、生命の安全確保、プライバシーの保護に十分な配慮を行うと共に、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏れることがないように守秘義務を遵守致します。
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族等から同意を得、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じるとともに虐待が発生した場合には、市の窓口迅速かつ適切に通報し、市等が行う虐待に対する調査等に協力するように努めます。

5. 施設の概要

特別養護老人ホーム

建 物	敷 地	12,446.06 m ² (養護老人ホームと共用)
	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建 (耐火建築)
	延べ床面積	3,363.31 m ²
	入居定員	80名

(1) 居 室

居室の種類	室 数	居室形態	面 積	1人あたりの面積	摘 要
1人部屋	3室	従来型個室(多床室)	42.10 m ²	14.03 m ²	状況により多床室扱い
2人部屋	2室	多床室	54.81 m ²	13.70 m ²	
3人部屋	7室	多床室	234.57 m ²	11.17 m ²	
4人部屋	13室	多床室	562.38 m ²	10.81 m ²	

○従来型個室利用について

- 当施設では上記の居室・設備があります。原則として2～4人部屋ですが、従来型個室への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。
- 従来型個室入居の場合、既入居者の経過措置(当分の間)又は、新入居者で心身の状況により、従来型個室への入居が必要と医師判断された方は、多床室に係る介護報酬を適用致します。
- 多床室の空きがない等、事業者側の都合により従来型個室に入居する場合は、自己負担額の軽減に応じますのでご相談ください。

○居室の変更について

- ご契約者から居室の変更申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	1人あたりの面積
機能訓練室	1室	26.95 m ²	0.33 m ²
一般浴室 機械浴室	1室	174.81 m ² 特殊浴槽2 個人浴槽3 普通浴槽2 (個人浴槽・普通浴槽は湯野浜温泉)	
医務室・静養室	各1室	61.72 m ²	
ダイルーム兼食堂	5カ所	238.63 m ²	

*上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

6. 職員体制及び勤務体制

*特別養護老人ホームしおん荘の職員数は一体的に運営が行われている（介護予防）短期入所生活介護事業と障害福祉サービス短期入所事業の職員数を合わせた数です。

職員の職種	員数	勤務体制	休暇
施設長	1名	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	1名以上	正規の勤務時間帯（8：45～17：45）常勤で勤務	4週8休
事務員	1名以上	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	1名以上	正規の勤務時間帯（9：30～18：30）常勤で勤務	4週8休
介護職員	31名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（6：30～15：30） ・日勤（7：30～16：30・9：30～18：30・10：00～19：00 10：30～19：30） ・遅番（13：40～22：40） ・夜勤（22：30～8：30） ・夜間（19：00～6：30）は、原則として職員1名あたり入所者23名のお世話をします 	4週8休
看護職員	3名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間帯（8：30～17：30）は、原則として3名体制で勤務します ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます 	4週8休
機能訓練指導員	1名以上	正規の勤務時間帯（9：30～18：30）常勤で勤務	4週8休
医師	1名以上	週1回（月曜日）12：30～13：30まで勤務します	
管理栄養士	1名以上	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務	4週8休
調理員	6名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・早番（6：00～15：00） ・日勤（8：00～17：00・9：00～18：00・9：30～18：30 10：15～19：15） 	4週8休

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- （1）利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付サービス）
- （2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険給付外サービス）

があります。

（1）当施設が提供する基準介護サービス（介護保険給付サービス：契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご契約者の身体状況と嗜好を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事は適切な時間に、保温保冷に配慮した食事を提供します。 ・食事はご契約者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂又はホールで摂っていただけるように配慮します。 <p>（食事時間）</p> <p style="margin-left: 20px;">朝食 8：00～8：30</p> <p style="margin-left: 20px;">昼食 12：00～13：00</p> <p style="margin-left: 20px;">夕食 18：00～19：00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりと食事をしていただく為に、食事時間帯に幅を持たせております。
排せつ	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うと共に、排せつの自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽を使用して入浴することができます。 ・普通浴・個浴（リハビリ浴）は、温泉入浴です。
離床 着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止の為、身体状況等に応じ出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は週1回、汚損等の場合は随時交換します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員は、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、週1回診療日を設けて健康管理につとめます。 ・緊急等必要な場合は、家族等に連絡すると共に主治医あるいは協力医療機関等に連絡し、その指示に従います。 ・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来るだけ配慮します。 <p>(当施設の嘱託医師) 氏名：菅原真樹 診療所：しおん荘診療所 診療科：内科 診察日：毎週 月曜日（12：30～13：30）</p>
相談 及び 援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うようつとめます。 <p>(相談窓口) 生活相談員</p>
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、入居者と家族等の絆を最も大切にしております。面会等の他にレクリエーション行事等にも積極的な参加をお願いします。 ・利用者のリハビリを兼ねたクラブ活動を実施しております。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表により、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度及び所得に応じて異なります。）

	居室区分	負担割合	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	多床室・従来型個室	—	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室・従来型個室	1割	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
		2割	4,712円	5,272円	5,856円	6,416円	6,968円
		3割	4,123円	4,613円	5,124円	5,614円	6,097円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	多床室・従来型個室	1割	589円	659円	732円	802円	871円
		2割	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
		3割	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円
4. 居室にかかる自己負担額	多床室	—	915円	915円	915円	915円	915円
	従来型個室	—	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円	1,231円
5. 食事にかかる自己負担額	多床室・従来型個室	—	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円	1,445円
6. 自己負担額合計	多床室	1割	2,949円	3,019円	3,092円	3,162円	3,231円

(3+4+5)		2割	3,538円	3,678円	3,824円	3,964円	4,102円
		3割	4,127円	4,337円	4,556円	4,766円	4,973円
	従来型個室	1割	3,265円	3,335円	3,408円	3,478円	3,547円
		2割	3,854円	3,994円	4,140円	4,280円	4,418円
		3割	4,443円	4,653円	4,872円	5,082円	5,289円

※料金表の額のほかに、次の加算をお支払いいただきます。

算定要件（加算名）		負担割合		
		1割	2割	3割
①	管理栄養士を基準以上配置し、入居者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施し、結果を厚生労働省に提出している場合（栄養マネジメント強化加算）	11円	22円	33円
②	入居者ごとに個別機能訓練計画を策定し計画的に機能訓練を行っている場合（個別機能訓練加算（Ⅰ））	12円	24円	36円
③	入居者ごとに個別機能訓練計画を策定し計画的に機能訓練を行っていて、厚生労働省にデータを提出している場合（個別機能訓練加算（Ⅱ））	20円	40円	60円
④	入居者ごとに個別機能訓練計画を策定し計画的に機能訓練を行い、厚生労働省にデータを提出し、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合（個別機能訓練加算（Ⅲ））	20円	40円	60円
⑤	入居者ごとに入居月と6か月後にADL評価を行い、結果を厚生労働省に提出していて、ADL利得の平均値が1以上の場合1月あたり（ADL維持加算（Ⅰ））※評価対象月の満了から12か月間算定	30円	60円	90円
⑥	入居者ごとに入居月と6か月後にADL評価を行い、結果を厚生労働省に提出していて、ADL利得の平均値が2以上の場合1月あたり（ADL維持加算（Ⅱ））※評価対象月の満了から12か月間算定	60円	120円	180円
⑦	要介護4・5または認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合（日常生活継続支援加算）	36円	72円	108円
⑧	常勤の看護師を1名以上配置している場合（看護体制加算（Ⅰ））	4円	8円	12円
⑨	看護職員を基準以上配置し看護職員により24時間の連絡体制を確保している場合（看護体制加算（Ⅱ））	8円	16円	24円
⑩	夜勤時間帯に介護職員、看護職員を基準数以上配置した場合（夜勤職員配置加算（Ⅰ））	13円	26円	39円
⑪	夜勤時間帯に喀痰吸引を行なうことが出来る介護職員、看護職員を基準数以上配置した場合（夜勤職員配置加算（Ⅲ））	16円	32円	48円
⑫	別に厚生労働大臣が定める基準に適合した理学療法士等の助言により機能訓練指導員と共同して個別機能訓練計画を作成した場合1月あたり（生活機能向上連携加算（Ⅰ））※3ヶ月に1回算定	100円	200円	300円
⑬	別に厚生労働大臣が定める基準に適合した理学療法士等の訪問により機能訓練指導員と共同して個別機能訓練計画を作成した場合1月あたり（生活機能向上連携加算（Ⅱ））※（ ）内は個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合	200円 (100円)	400円 (200円)	600円 (300円)
⑭	入居者総数のうち視覚障害者等の割合と、施設が配置する障害者生活支援員数が基準を満たしている場合（障害者生活支援体	26円 (41円)	52円 (82円)	78円 (123円)

	制加算（Ⅰ）障害者生活支援体制加算（Ⅱ）※（ ）内は加算（Ⅱ）				
⑮	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合（口腔衛生管理加算（Ⅰ））	90円	180円	270円	
⑯	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、結果を厚生労働省に提出した場合（口腔衛生管理加算（Ⅱ））	110円	220円	330円	
⑰	入居者ごとの褥瘡管理を継続的に行い、結果を厚生労働省に提出している場合1月あたり（褥瘡マネジメント加算（Ⅰ））※褥瘡発生リスク有とされた入居者に褥瘡が発生していない場合（褥瘡マネジメント加算（Ⅱ））	加算（Ⅰ）	3円	6円	9円
		加算（Ⅱ）	13円	26円	39円
⑱	排泄に介護を要する入居者に多職種が共同して支援計画を策定し継続して支援を行い、結果を厚生労働省に提出した場合1月あたり（排せつ支援加算（Ⅰ））※要介護状態が改善した場合（排せつ支援加算（Ⅱ））又は排せつ支援加算（Ⅲ）を算定	加算（Ⅰ）	10円	20円	30円
		加算（Ⅱ）	15円	30円	45円
		加算（Ⅲ）	20円	40円	60円
⑲	入居時に医師が自立支援に係る医学的評価を行い、対応が必要であるとされた入居者には多職種で支援計画を策定し継続的な支援を行い結果を厚生労働省に提出している場合1月あたり（自立支援促進加算）	280円	560円	840円	
⑳	ADL値・栄養状態・口腔機能・認知症・その他心身の状況等を厚生労働省に提出している場合1月につき（科学的介護推進加算（Ⅰ））※（Ⅰ）の要件に加え、疾病の状況も厚生労働省に提出している場合（科学的介護推進体制加算（Ⅱ））	加算（Ⅰ）	40円	80円	120円
		加算（Ⅱ）	50円	100円	150円
㉑	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症に発生時等に協力医療機関と連携している場合 ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合 （高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ））	10円	20円	30円	
㉒	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合 （高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ））	5円	10円	15円	
㉓	入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合 （新興感染症等施設医療費）	240円	480円	720円	

②④	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果を確認している場合（生産性向上推進体制加算（Ⅰ））	100 円	200 円	300 円
②⑤	入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合（生産性向上推進体制加算（Ⅱ））	10 円	20 円	30 円
②⑥	厚生労働大臣が定める基準に適合した安全対策を実施している場合入所初日限り（安全対策体制加算）	20 円	40 円	60 円
②⑦	当施設において厚生労働大臣の定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している場合、サービス利用に係る自己負担額と算定した加算を足した額に14%加算（介護職員等処遇改善加算Ⅰ）	—	—	—

※ご利用者により、次の加算をお支払いいただきます。

	算定要件（加算名）	負担割合			
		1 割	2 割	3 割	
①	若年性認知症の利用者に対しサービスを提供した場合（若年性認知症入所者受入加算）	120 円	240 円	360 円	
②	経口摂取に移行するための栄養管理及び看護職員による支援を実施した場合（経口移行加算）	28 円	56 円	84 円	
③	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合1月あたり（経口維持加算Ⅰ）	400 円	800 円	1,200 円	
④	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合1月あたり（経口維持加算Ⅱ）	100 円	200 円	300 円	
⑤	入居者が外泊をし、当該施設の職員が居宅サービスを提供する場合※1ヶ月に6日まで。外泊時費用を算定している場合を除く	560 円	1,120 円	1,680 円	
⑥	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者が退所する際に、主治医の医療機関等に対して入居者の同意を得て栄養管理に関する情報を提供した場合（退所時栄養情報連携加算）※1月に1回算定可	70 円	140 円	210 円	
⑦	入居者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、当該施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合（再入所時栄養連携加算）※入居者1人につき1回算定可	200 円	400 円	600 円	
⑧	複数名の配置医師を置いており看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合、医師が施設の求めに応じ訪問し診療を行った場合（配置医師緊急時対応加算）	通常 の勤 務時 間外	325 円	650 円	975 円
		早朝 夜間	650 円	1,300 円	1,950 円
		深夜	1,300 円	2,600 円	3,900 円

⑨	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前 31 日以上 45 日以下に加算(看取り介護加算(Ⅰ))※(Ⅰ)の要件に加え複数名の配置医師を置いている場合(看取り介護加算(Ⅱ))	加算(Ⅰ) 及び 加算(Ⅱ)	72 円	144 円	216 円
⑩	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前 4 日以上 30 日以下に加算(看取り介護加算(Ⅰ))※(Ⅰ)の要件に加え複数名の配置医師を置いている場合(看取り介護加算(Ⅱ))	加算(Ⅰ) 及び 加算(Ⅱ)	144 円	288 円	432 円
⑪	看取り介護の体制ができていて、死亡日前日及び前々日に加算(看取り介護加算(Ⅰ))※(Ⅰ)の要件に加え複数名の配置医師を置いている場合(看取り介護加算(Ⅱ))	加算(Ⅰ)	680 円	1,360 円	2,040 円
		加算(Ⅱ)	780 円	1,560 円	2,340 円
⑫	看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算(看取り介護加算(Ⅰ))※(Ⅰ)の要件に加え複数名の配置医師を置いている場合(看取り介護加算(Ⅱ))	加算(Ⅰ)	1,280 円	2,560 円	3,840 円
		加算(Ⅱ)	1,580 円	3,160 円	4,740 円
⑬	療養食を提供した場合(療養食加算)※1日3回を限度として算定		6 円	12 円	18 円
⑭	透析を要する入居者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して1月に12回以上、通院のための送迎を行った場合(特別通院送迎加算)		594 円	1,188 円	1,782 円
⑮	退所前に居宅を訪問し訪問相談援助を実施した場合(退所前訪問相談援助加算)		460 円	920 円	1,380 円
⑯	退所後に居宅を訪問し訪問相談援助を実施した場合(退所後訪問相談援助加算)		460 円	920 円	1,380 円
⑰	退所者が居宅サービス等を利用する場合、退所時に相談援助を実施した場合(退所時相談援助加算)		400 円	800 円	1,200 円
⑱	退所前に居宅介護支援事業者と連携し居宅サービス利用を調整した場合(退所前連携加算)		500 円	1,000 円	1,500 円
⑲	医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(退所時情報提供加算)		250 円	500 円	750 円
⑳	協力医療機関との間で入居者の同意を得て、病歴等の情報共有する機会を得て定期的に開催している場合 ア. 入居者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している イ. 高齢者施設等から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保している。 ウ. 入居者の病状が急変した場合において、入院を要すると認められた入居者等の入院を受け入れる体制を確保している。 (協力医療機関連携加算(1))		R7.3.31 まで		
			100 円	200 円	300 円
			R7.4.1 から		
			50 円	100 円	150 円
㉑	協力医療機関連携加算(1)のア、イ、ウに該当しない場合(協力医療機関連携加算(2))		5 円	10 円	15 円
㉒	在宅生活を継続するために期間を定め複数人で居室を交互に利用した場合(在宅・入所相互利用加算)		40 円	80 円	120 円
㉓	認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置し、専門的		3 円	6 円	9 円

	な認知症ケアを行った場合（認知症専門ケア加算（Ⅰ））			
②④	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を配置し、専門的な認知症ケアを行った場合（認知症専門ケア加算（Ⅱ））	4 円	8 円	12 円
②⑤	入居者の総数のうち、認知症の者の占める割合が 50%以上であり、認知症介護の指導に係る専門的な研修及びケアプログラムを修了した者を配置し、複数人の介護員からなる認知症の症状に対応するチームを組み、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行った場合 ※認知症専門ケア加算を算定している場合は算定しない （認知症チームケア加算（Ⅰ））	150 円	300 円	450 円
②⑥	入居者の総数のうち、認知症の者の占める割合が 50%以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置し、複数人の介護員からなる認知症の症状に対応するチームを組み、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行った場合 ※認知症専門ケア加算を算定している場合は算定しない （認知症チームケア加算（Ⅱ））	120 円	240 円	360 円
②⑦	入所日から 30 日以内の期間及び 30 日以上入院後の再入所した場合（初期加算）	30 円	60 円	90 円
②⑧	認知症行動・心理症状があり医師が緊急に入所することが適当と判断し入所した場合（認知症行動・心理症状緊急対応加算） ※7 日間を限度に算定	200 円	400 円	600 円

- ・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ・居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ・ご契約者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第 20 条・第 23 条参照）

	居室区分	居住費	負担割合	外泊時費用	料金
1. サービス利用料金	多床室	915 円	1 割	2,460 円	3,375 円
			2 割	4,920 円	5,835 円
			3 割	7,380 円	8,295 円
	従来型個室	1,231 円	1 割	2,460 円	3,691 円
			2 割	4,920 円	6,151 円
			3 割	7,380 円	8,611 円
2. うち、介護保険から給付される金額	多床室・従来型個室	—	1 割	2,214 円	2,214 円
			2 割	3,936 円	3,396 円
			3 割	5,166 円	5,166 円
3. 自己負担額（1－2）	多床室	915 円	1 割	246 円	1,161 円
			2 割	492 円	1,407 円

			3割	738円	1,653円
			1割	246円	1,477円
	従来型個室	1,231円	2割	492円	1,723円
			3割	738円	1,969円

◇当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用居住費・食費の負担が軽減されます。

[単位：万円]（月額概数）

対象者		区分	居住費（居住の種類により異なります）		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担第1段階	0	1.2	1.0
世帯全員が市町村民税非課税者	高齢福祉年金受給者	利用者負担第2段階	1.3	1.5	1.2
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担第3段階①	1.3	2.7	2.0
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	利用者負担第3段階②	1.3	2.7	4.1
上記以外の方		利用者負担第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行なう場合に基準となる平均的な費用額は次の通りです。		
			2.8	3.7	4.4

・実際の負担額は、日額で設定されます。

（2）（1）以外のサービス（介護保険給付外サービス）：（契約書第4条・第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

種類	概要	料金
特別な食事	・ご契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します（酒を含む）	実費
理髪・美容	・理髪店・美容室の出張による理髪サービスを利用いただけます	実費
レクリエーション・クラブ活動	・心身機能の低下防止と地域交流を含めた社会参加を目的に、たくさんのレクリエーションやクラブ活動を行っており、要介護度に関わらずご参加いただけます。	実費
金銭管理	・自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。ただし、この場合は、社会福祉法人思恩会「入所者（児）預かり金等取扱規程」に従ってお預かりいたします。	月額700円
日常生活用品等	・コピー・電話・FAX・のし袋・写真・ティッシュ・洗剤・化粧品等個人的に係る購入品	実費

○おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

○その他契約者及びご家族等の選定によるもの

- ・しおん荘家族会（月額 2,000円）
- ・しおん荘入居者自治会（月額 500円）

○契約書第21条（居室の明け渡し —精算— ）に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

*基準介護サービス料金相当

（1日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合は「要介護度 1」相当の料金をご負担願います。

○特別な居室の提供

ご契約者のご希望により特定の居住環境（居室面積（個室）・インターネット等）の利便性の提供に係る料金はご契約者のご負担となります。

居室面積による特別料金	従来型個室料金を基準とし、面積比率で算定
インターネット等	工事費・運用コスト等の実費

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算しご請求します。翌月末日までに以下の何れかの方法でお支払いください。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記口座への振込み

荘内銀行 大山支店 普通預金 19402

※振込み手数料はご契約者負担といたします

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

※引き落とし手数料はご契約者負担といたします

エ. 預かり金管理依頼契約による、引き落とし

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、嘱託医師の医療提供のほか、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	鶴岡市立荘内病院
所在地	鶴岡市泉町 4-20

②協力精神科医療機関

医療機関の名称	山形県立こころの医療センター
所在地	鶴岡市北茅原町 13-1

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人谷屋 谷家歯科
所在地	鶴岡市日吉町 11-21

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了） *（契約書第 15 条参照）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解除・契約解除） *（契約書第 16 条・第 17 条参照）

(2) 事業者からの申し出により退所いただく場合（契約解除） *（契約書第 18 条参照）

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 20 条参照）

<入院期間中の利用料金>

入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

9. 残置物引取人（契約書第22条参照）

10. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当施設ご利用相談及び苦情申立の受付

- (苦情解決責任者) 施設長
- (苦情受付担当者) 生活相談員
- (ご利用時間) 平日 8:30～17:30
- (ご利用方法) 電話、ファックス、手紙、面接等

※上記に限らず職員は24時間交替で勤務しておりますので随時申立てください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鶴岡市長寿介護課	所在地：鶴岡市馬場町9-25 電話番号 0235-25-2111 FAX 0235-29-5658
山形県庄内総合支庁地域保健福祉課	所在地：東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 電話番号 0235-66-2111 FAX 0235-66-4053
山形県国民健康保険団体連合会	所在地：寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8006 FAX 0237-83-3354
山形県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：山形市小白川町2丁目3-31 電話番号 023-626-1755 FAX 023-626-1623

(3) 苦情解決の手順

- ① 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を受け付けし、苦情解決責任者へ報告します。また、苦情申出人に第三者委員への報告の要否を確認し、希望する場合第三者委員へ報告します。
- ② 苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録します。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情申出の内容について苦情申出人と話し合いを行い解決に努めます。その際、苦情申出人及び苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができます。
- ④ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について第三者委員に報告します。
- ⑤ 苦情解決責任者は、定期的に苦情解決結果及び苦情原因の改善状況を第三者委員に報告します。

11. 第三者評価の実施状況

- 評価年月日 平成19年3月15日
- 評価機関 山形県社会福祉協議会
- 評価結果 WAM ネット（福祉医療機構ホームページ）に掲載

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	・別途定める「特別養護老人ホームしおん荘消防計画」及び「BCP（災害時事業継続計画）」にのっとり対応を行います		
近隣との協力関係	・当施設より約2kmの範囲に鶴岡市消防署西分署があります。 ・非常時の際には、湯野浜地区消防団の協力応援がいただけます。		
平常時の訓練等 防災設備	・別途定める「特別養護老人ホームしおん荘消防計画」及び「BCP（災害時事業継続計画）」にのっとり、夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。		
	設備名称	個所	設備名称

	自動火災報知器	あり	屋内消火栓	あり
	誘 導 灯	14個所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知器	あり	漏電火災報知器	あり
	防火扉・シャッター	4個所	非常用電源	あり
	<ul style="list-style-type: none"> カーテン、布団等は全て防煙性能のあるものを使用しております。 防災設備等は、年2回専門業者による点検を実施しております。 消防計画書は、毎年度当初消防署に届出ております。 防火管理者 甲種防火管理講習を修了した者を選任しております。 			

1.3. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会の際は、所定の用紙に住所、氏名、続柄等をお書きください。また、職員より指示ある場合はそれに従ってください。
外出・外泊	外出、外泊の際には必ず行く先と帰宅時間を職員に申出てください。尚、外泊期間は、原則として6日以内とさせていただきます。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
ご利用の居室	利用者の心身の状況の変化及び施設運営上必要と認められる場合は、居室を変更する場合があります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は原則としてできません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	希望される場合は、別規程に準じてお預かりします。
現金等の管理	希望される場合は、別規程に準じてお預かりします。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1.4. 利用料金の変更について（契約書第7条参照）

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明いたします。

利用料金に変更があった場合は、新たな料金に基づく「契約書別紙」により契約を取り交わします。

- ・平成12年 4月1日 制 定
- ・平成15年 4月1日 一部改正
- ・平成17年10月1日 一部改正
- ・平成18年 4月1日 一部改正
- ・平成21年 4月1日 一部改正
- ・平成21年 6月1日 一部改正
- ・平成24年 4月1日 一部改正

- ・平成25年 4月1日 一部改正
- ・平成26年 4月1日 一部改正
- ・平成27年 4月1日 一部改正
- ・平成27年 8月1日 一部改正
- ・平成28年 4月1日 一部改正
- ・平成28年10月7日 一部改正
- ・平成29年 4月1日 一部改正
- ・平成30年 4月1日 一部改正
- ・平成30年 8月1日 一部改正
- ・平成31年 3月1日 一部改正
- ・平成31年 4月1日 一部改正
- ・令和 元年 5月1日 一部改正
- ・令和 元年 6月13日 一部改正
- ・令和 元年10月 1日 一部改正
- ・令和 3年 4月 1日 一部改正
- ・令和 3年 8月 1日 一部改正
- ・令和 3年11月 1日 一部改正
- ・令和 4年 1月 1日 一部改正
- ・令和 4年 8月 1日 一部改正
- ・令和 4年10月 1日 一部改正
- ・令和 5年 4月 1日 一部改正
- ・令和 5年10月28日 一部改正
- ・令和 6年 4月 1日 一部改正
- ・令和 6年 6月 1日 一部改正
- ・令和 6年 8月 1日 一部改正
- ・令和 6年11月 1日 一部改正
- ・令和 7年 3月 1日 一部改正

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームしおん荘

説明者職名 _____ 氏 名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 氏 名 _____ ㊞

(利用者の家族等) 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

続 柄 _____